

育児休業についての行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年9月1日～平成33年8月31日までの3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産休・育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- ・平成30年9月以降
制度に関する資料を作成し、随時、社員に配布

目標2：計画期間内に、男性の育児休業の取得率を上げる
対象男性社員 13%以上の取得率を目指す

<対策>

- ・平成30年9月以降
制度に関し、随時、対象社員に説明